

J A 糸島行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 令和9年3月までに、産前産後および育児休業に関する制度や支援策についての規程や法令等の内容を周知し、働きやすい職場環境の整備を図る

《対策》

令和6年4月～ 育児・介護休業規程とその内容について、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施

育児休業や介護休業取得時の面談の実施並びに、育児休業や介護休業取得者の関係管理者や同僚等への職場理解と協力を求める

令和6年4月～ 各種会議等を活用し、管理職への周知や研修会の実施

目標2 令和9年3月までに、女性職員が就業を継続し、活躍できる職場環境作りへの取り組みを行う。

《対策》

令和6年4月～ 女性職員を対象とした、マネジメント能力向上研修会等の実施

令和6年4月～ 女性職員の育成に関する管理職研修会の実施

目標3 令和9年3月までに、職員全員の所定外労働時間を1人当たり年間120時間未満（月平均10時間未満）、年次有給休暇付与日数10日以上、職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間8日以上とし、ワークライフ・バランスへの取り組みを行う。

《対策》

令和6年4月～ 所定外労働の原因と分析等を実施する。

令和6年4月～ 管理者との協議を行い、所定外労働削減への取り組みを実施する。

（業務分担、事務効率化、能率向上、ノー残業デー、労使協議等）

令和6年4月～ 各種会議、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。

令和6年4月～ 管理者と協力し、年次有給休暇の取得状況を把握する。